

# 石川県公報

平成 25 年 1 月 11 日

第 1 2 5 6 0 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	第 5 種共同漁業権の遊漁規則の認可 (水産課)	2
身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 を辞退する旨の届出 (同)	1	県道の区域の変更 (道路整備課)	31
保安林の指定の解除予定 (森林管理課)	1	県道の供用の開始 (同)	31
		特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	31

## 告 示

### 石川県告示第 8 号

身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成 25 年 1 月 11 日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
外科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町水60番地	望月 慶子	平成24年12月27日
消化器内科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	大幸 英喜	"
呼吸器内科	"	"	中村 暁子	"
内科	加賀市民病院	加賀市大聖寺八間道65	小黒 智恵	"
"	山中温泉医療センター	加賀市山中温泉上野町ル15番地1	橋爪 清盛	"
"	(社)石川勤労者医療協会寺井病院	能美市寺井町ウ84	牧田 智絵	"

### 石川県告示第 9 号

身体障害者福祉法施行令 (昭和 25 年政令第 78 号) 第 3 条第 2 項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 1 項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成 25 年 1 月 11 日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
産婦人科	加賀市民病院	加賀市大聖寺八間道65	久住 健一	平成24年8月31日
内科・小児科 ・放射線科	(社)石川勤労者医療協会寺井病院	能美市寺井町ウ84	谷口 亮男	平成21年1月31日
内科	"	"	谷口 透	平成24年9月30日

### 石川県告示第 10 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 25 年 1 月 11 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除予定保安林の所在場所  
金沢市大野町四丁目甲2番13
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## 石川県告示第11号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権の遊漁規則を平成25年1月1日認可した。

平成25年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 漁業権者の名称及び住所  
加賀市山中温泉西桂木町又133番地  
大聖寺川漁業協同組合
- 漁業権の免許番号  
内共第1号
- 遊漁についての制限の範囲
  - 遊漁料の納付義務  
手釣、竿釣、投網又は流し網の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。
  - 漁具漁法の制限  
次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
投網	網目2.8センチメートル以上
流し網	網丈90センチメートル以下、浮子網の長さ5.5メートル以下、網目2.8センチメートル以上

## (3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
いわな及びやまめ	3月1日以降の組合が定めて公示する日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
うなぎ	4月1日から12月31日まで

ロ イの表の右欄に掲げる公示は、北國新聞に掲載して行うものとする。

ハ いわな、やまめ及びさくらますを対象とする遊漁において、竿釣以外の遊漁の方法は、区域及び期間を問わずこれを禁止する。

ニ うなぎを対象とする遊漁において、手釣及び竿釣以外の遊漁の方法は、区域及び期間を問わずこれを禁止する。

ホ 魚種及び遊漁の方法の種類を問わず、「転がし釣り(コロコロ)」、「引掛け釣り」、「縄張り及び石積み」及び「夜川(概ね手元が見えなくなる頃から)」は、禁止する。

## (4) 禁止区域

(3)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄の漁具漁法により同表の右欄の区域内において行ってはならない。

魚 種	漁具漁法	区 域
あゆ	投網及び流し網	古九谷大橋より上流の内共第 1 号区域
		杉の水川桜橋より上流の内共第 1 号区域
		オクソ淵より上流河南橋まで
		上河崎橋より上流100メートルの区域
いwana及びやまめ	擬餌針釣以外による漁法	落合橋より上流、鳥越えん堤までの本流区間

## (5) キャッチアンドリリース区間の設置

次の表の左欄の魚種については、同表の中欄の区域で同表の右欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

魚 種	区 域	期 間
いwana及びやまめ	杉の水川桜橋より上流の内共第 1 号区域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで

## (6) 禁止期間

(3)に規定する期間内であっても、次の表のア欄の魚種は、それぞれ同表のイ欄の漁具漁法により同表のウ欄の区域内において同表の工欄の期間に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区 域	工 期 間
あゆ	竿釣、投網及び流し網	下河崎橋上流250メートルから同橋下流400メートルまで	9 月 1 日から 10 月 31 日まで
		九谷ダムから上流	6 月 16 日から 同 月 30 日まで
	投網及び流し網	我谷ダム (基点第 2 号) から下流	6 月 16 日から 7 月 31 日まで
		九谷ダム (基点第 86 号) から上流	6 月 16 日から 8 月 14 日まで

## (7) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	6 センチメートル
いwana及びやまめ	15 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル

## 4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする (ただし、遊漁者が中学生以下又は障害者手帳保持者である場合は無料とする。)。なお、(2)ただし書の規定による方法により納付する場合は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	有効期間	遊 漁 料
あゆ	竿釣	1 日	3,000円
		1 年	8,000円
	投網及び流し網	1 日	5,000円
		1 年	12,000円
いwana、やまめ、さくらます及びうなぎ	竿釣 (うなぎにおいては手釣も可)	1 日	1,500円
		1 年	5,000円

(2) 遊漁料の納付は、組合に対し行わなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網又は流し網による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

## 5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証 (様式 1) を交付するものとする。  
(2) 遊漁者 (投網又は流し網による遊漁における付添人、石打人等の補助員を含む。(4)において同じ。)) は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員等から確認しやすい位置に掲示しておかななければならない。

- (3) 遊漁承認証は、有償無償を問わず、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、速やかに遊漁承認証を提示しなければならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、法及び規則を遵守し、違反行為を行ってはならない。
- (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち遊漁を行うものとし、他の者の迷惑となる行為を行ってはならない。
- (4) 遊漁者は、川底のかくはんや植物の伐採、撤去等を許可なく行ってはならない。
- (5) 遊漁者は、組合が必要と認め、臨時に実施する措置に従わなければならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、漁場の監視を行う場合は、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

(裏)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) <span style="float: right;">年齢</span>
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	大聖寺川漁業協同組合 印

注 意 事 項
<p>1 あゆ漁場の禁止区域及び期間 下河崎橋上流250メートルから同橋下流400メートルまでの区域（9月1日から10月31日まで）</p> <p>2 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。</p> <p>3 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>4 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。</p>

1 漁業権者の名称及び住所

加賀市柴山町ソ51番地 1  
柴山潟漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第 2 号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

竿釣さおの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、こい、ふな及びうなぎの採捕をしてはならない。

(3) 遊漁期間

次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい	6月1日から翌年4月30日まで

ふな	6月1日から翌年4月30日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

## (4) 全長制限

次の表の左欄の魚種については、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	30センチメートル

## 4 遊漁料の額及びその納付の方法

- (1) 3(1)の漁具漁法を使用して遊漁する場合で、柴山潟漁業協同組合事務所（加賀市柴山町ソ51番地1）及び組合で指定した連絡所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ200円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	有効期間	遊 漁 料
こい、ふな及びうなぎ	竿釣	1日	400円
		1年	2,800円

- (2) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらず同表の右欄のとおりとする。

学齢に達しない幼児	無料
小・中学生又は障害者手帳保持者	(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額

## 5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証（様式1）を交付するものとする。
- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求のあったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

## 7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、漁場監視員証（様式2）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	柴山潟漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4 漁場監視員の指示に従わなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	柴山潟漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視のときは、必ず本証を携帯すること。
2 紛失したときは、直ちに組合事務所に届け出ること。

1 漁業権者の名称及び住所

加賀市南郷町又15番地 1

動橋川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第 3 号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

手釣、竿釣、流し網、投網又はたも網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

イ 次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、同表の右欄の規模の範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
たも網	網口径30センチメートル以下

ロ 3(3)の規定による、あゆについての公示の日から 7 日間は、手釣又は竿釣以外の漁具漁法を使用して、あゆ、やまめ及びいわなを採捕してはならない。

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
やまめ及びいわな	3月1日以降の組合が定めて公示する日から9月30日まで
さくらます	3月1日以降の組合が定めて公示する日から8月31日まで
こい及びふな	6月1日から翌年4月30日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで
ぬまちちぶ	10月1日から翌年4月30日まで
てながえび	9月1日から翌年5月31日まで
かじか	6月1日から12月31日まで

ロ イの表の右欄に掲げる公示は、北國新聞に掲載して行うものとする。

(4) 禁止区域及び期間

(3)の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域においては、同表の右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
動橋川梶井橋下流端から冠橋上流橋までの間の区域	9月20日から10月31日まで

(5) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	5センチメートル
やまめ	15センチメートル
さくらます	15センチメートル
いわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	30センチメートル
ぬまちちぶ	3センチメートル
てながえび	3センチメートル
かじか	5センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 3(1)の漁具漁法を使用して遊漁する場合で、動橋川漁業協同組合事務所(加賀市南郷町又15番地1)において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ600円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	有効期間	遊 漁 料
あゆ	手釣及び竿釣	1年	5,000円
いわな、やまめ、こい、ふな、うなぎ、ぬまちちぶ及びてながえび	竿釣		
かじか	竿釣及びたも網		
あゆ、ぬまちちぶ及びてながえび	流し網、投網及びたも網	10,000円	
いわな、やまめ、こい、ふな、うなぎ及びさくらます	流し網及び投網		
やまめ(さくらます)	竿釣		
			7,000円

(2) 次の表の左欄の者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらず同表の右欄に掲げるとおりとする。

学齢に達しない幼児又は小学生	無料
中学生又は障害者手帳保持者	1,500円(1年)

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 による遊漁承認証を交付するものとする。
- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (2) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

動橋川梶井橋下流端から冠橋上流端までの間の区域

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式 2 による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおりに遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) <span style="float: right;">年齢</span>
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
動橋川漁業協同組合 印	

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自	年 月 日
至	年 月 日
発 行 者	
動橋川漁業協同組合 印	

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視のときは、必ず本証を携帯すること。 2 本証を紛失したときは、直ちに組合事務所に届け出ること。

## 1 漁業権者の名称及び住所

小松市瀬領町丙33番地 1  
大杉谷川漁業協同組合

## 2 漁業権の免許番号

内共第 4 号

## 3 遊漁についての制限の範囲

## (1) 遊漁料の納付義務

漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

## (2) 漁具漁法の制限

次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
流し網	浮子網の長さ5.5メートル以下、網丈90センチメートル以下、網目2.8センチメートル以上
投網	網目2.8センチメートル以上

## (3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日以降の組合が公示した日から10月31日まで
やまめ及びいわな	3月1日以降の組合が公示した日から9月30日まで

ロ イの表の期間の欄に掲げる公示は、北國新聞及び北陸中日新聞に掲載して行うものとする。

## (4) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ及びいわな	15センチメートル

## 4 遊漁料の額及びその納付の方法

- (1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。）。なお、(2)ただし書の規定による方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	有効期間	遊 漁 料
あゆ、やまめ及びいわな	竿 釣	1 年	4,500円
あゆ	流し網及び投網	1 年	6,000円

- (2) 遊漁料の納付は、大杉谷川漁業協同組合事務所（小松市瀬領町丙33番地 1）及び大杉谷川漁業協同組合関係地区内各町内指定商店において行う。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に対して納付することができる。

## 5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。  
(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。  
(3) 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。  
(2) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式 2 による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) <span style="float: right;">年齢</span>
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	大杉谷川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遊漁者は、必ず本証を携帯しなければならない。</li> <li>2 本証を他人に貸与してはならない。</li> <li>3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。</li> <li>4 遊漁者は、他人の迷惑となるような行為をしてはならない。</li> <li>5 その他遊漁規則の遵守に関する監視員の指示に従わなければならない。</li> </ol>

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	大杉谷川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 監視員は、漁場を監視するときは、監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。</li> <li>2 監視員は、本証を携帯しなければならない。</li> <li>3 監視員は、8 に該当する違反者の措置については、遊漁者に充分理解させるよう努力しなければならない。</li> </ol>

1 漁業権者の名称及び住所

白山市鶴来本町 4 丁目工 43 番地 2  
白山手取川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号、内共第 8 号及び内共第 9 号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

竿釣、流し網又は投網の漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納入しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする同表の中欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具漁法	規 模
あゆ	竿釣	毛針釣又は友釣 (ルアー釣を含み、掛針は4本以内とする。)
	流し網	1 統数 1人1統 2 網丈90センチメートル、浮子網の長さ5.5メートル以下、網目2.8センチメートル以上のもの
	投網	1 統数 1人1統 2 網目2.8センチメートル以上のもの
やまめ (さくらます) 及びいわな	竿釣	毛針釣、エサ釣又は擬似餌釣

ロ 石川県内水面漁業調整規則第27条に定める漁具漁法で水産動物を採捕してはならない。

(3) 遊漁期間

イ 次の表のア欄の魚種を対象とし、それぞれ同表のイ欄の区域で同表のウ欄の漁法による遊漁は、同表の工欄の期間でなければならない。

ア 魚種	イ 区 域	ウ 漁法	工 期 間
あゆ	A地区 手取川本流白山発電用ダムより下流から明島放水路までの内共第5号区域及び和佐谷川	竿釣	6月16日から 12月31日まで
		流し網 投網	8月1日から 12月31日まで
	B地区 手取川本流白山発電用ダムより上流の内共第5号区域、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の全域	竿釣	6月16日から 12月31日まで
		流し網 投網	8月1日から 12月31日まで
	C地区 大日川内共第5号区域、杖川、堂川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシカ谷川の全域	竿釣	6月16日から 12月31日まで
		流し網 投網	8月1日から 12月31日まで
	D地区 手取川本流明島放水路より下流の内共第5号の区域	竿釣	6月16日から 12月31日まで
	やまめ及び いわな	内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号	竿釣
さくらます	内共第5号	3月1日から 8月31日まで	

備考 遊漁の期間は、工欄に掲げる期間内で組合が定めて公示する期間とする。

ロ イの表の備考に掲げる公示は、北國新聞及び北陸中日新聞に掲載して行うものとする。

(4) 禁止区域

(3)の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具漁法を対象として同表の中欄の区域で行う遊漁は、同表の右欄の期間中行ってはならない。

漁具漁法	区 域	期間
全漁具漁法	内共第5号 1 手取川白山発電用ダム上流端より上流50メートルから下流一の宮大橋下流端までの区域 2 大日川河野三ヶ用水ダム上流端より上流50メートルから下流軌道用鉄橋下流端までの区域	通年

	3 白山市杉森町大日川第 2 発電所ダムより上流50メートルから同ダムより下流100メートルまでの区域 内共第 6 号 1 板尾大谷川の板尾谷第 3 えん堤 (白山市河内字板尾ウ部 6 番地) 上流端より上流 2 直海谷川の直海谷川治山えん堤 (白山市河内字奥池夕部 1 番13地) 上流端より上流 3 内尾谷川の内尾谷第 2 号えん堤 (白山市河内字内尾又部21の141地) 上流端より上流
網漁	1 白山市左礫町左礫用水ダムより上流全域 2 手取川本流明島放水路より下流の内共第 5 号の区域

(5) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	15センチメートル
やまめ (さくらます)	15センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 3(1)の漁具漁法を使用して遊漁する場合で、白山手取川漁業協同組合事務所 (白山市鶴来本町 4 丁目エ43番地 2) 及び当組合指定の遊漁証交付場所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ2,000円を加算した額とする。ただし、日券は、同欄に掲げる金額に1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	流し網及び投網	3(3)で公示された期間とする。	年券 12,300円
	竿釣 (毛針釣及び友釣)		年券 5,000円
いわな及びやまめ (さくらます)	竿釣		年券 4,000円
			日券 1,000円

ただし、日券は、内共第 6 号、内共第 7 号、内共第 8 号及び内共第 9 号に限る。

(2) あゆ竿釣の遊漁証は、友釣及び毛針釣を併用することができる。

(3) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

学齢に達しない幼児又は小・中学生若しくは高校生	無料
70歳以上の高齢者又は障害者手帳保持者	(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た額 (網漁を除く。)

5 遊漁承認証に関する事項

組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (4) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (5) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式 2 の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。  
 この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	A 地区 B 地区 C 地区 D 地区 至平成 年 月 日
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	A 地区 B 地区 C 地区 D 地区
遊 漁 料	
発 行 者	白山手取川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯すること。 2 本証は、記名者本人に限り有効とする。 3 漁場監視員が巡視の際は、本証を提示しなければならない。 4 本証の再発行は、行わない。 5 遊漁に際しては、当組合の遊漁規則を遵守しなければならない。
当組合が行っている増殖事業
1 当組合では、稚魚・成魚放流のほか、アユの天然資源を増やすための産卵場造成を行っています。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
発 行 者	白山手取川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯しなければならない。 2 本証を紛失した場合は、直ちに組合に届け出なければならない。

- 1 漁業権者の名称及び住所  
小松市丸山町又135番地 1  
新丸漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第10号
- 3 遊漁についての制限の範囲  
(1) 遊漁料の納付義務

置き針（餌釣）又は竿釣の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

内共第10号の区域において、いわな及びやまめについて置き針（餌釣）又は竿釣以外の漁具漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
いわな及びやまめ	3月1日から9月30日までの間で組合が定めて公示する日の期間内

ロ イの表の期間の欄に掲げる公示は、北國新聞に掲載して行うものとする。

(4) 全長制限

次の表の左欄の魚種については、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。）。なお、(2)ただし書の規定による方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
いわな及びやまめ	竿釣及び置き針（餌釣）	1年	5,000円

(2) 遊漁料の納付は、新丸漁業協同組合事務所（小松市丸山町又150番地）において納付しなければならない。ただし、置き針（餌釣）・竿釣による遊漁の場合にあっては、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式1による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	新丸漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を他人に貸与してはならない。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4 遊漁者は、他人の迷惑となるような行為をしてはならない。
5 その他遊漁規則の遵守に関する監視員の指示に従わなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	新丸漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 監視員は、漁場を監視するときは、監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。
2 監視員は、本証を携帯しなければならない。
3 監視員は、8 に該当する違反者の措置については、遊漁者に充分理解させるよう努力しなければならない。

1 漁業権者の名称及び住所

白山市白峰口 9 番地  
白峰漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号及び内共第15号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

竿釣の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、いわな及びやまめを採捕してはならない。

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
いわな及びやまめ	3月1日以降の組合が定めて公示する日から9月30日まで

(4) 禁止区域及び期間

(3)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域において、いわなを対象とする竿釣の漁法による遊漁は、

同表の右欄に掲げる期間中行ってはならない。

区 域	期 間
白山市白峰三ツ谷川支流西俣谷川の小倉谷合流点直下流の谷止工から上流の区域	通年

(5) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな及びやまめ	15センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、白峰漁業協同組合が指定した場所へ納入するものとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
いわな及びやまめ	竿 釣	1日	1,500円
		1年	5,000円

(2) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらず同表の右欄のとおりとする。

区 分	遊 漁 料
学齢に達しない幼児	無料
小・中学生又は障害者手帳保持者	(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付があったときは、様式1による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、手取川ダム湖岸での遊漁の場合、白峰漁業協同組合の指定する釣り場以外では遊漁をしてはならない。また、ダム湖の水質保全のため次の事項を遵守しなければならない。

イ 残餌、ゴミ等を湖面に投棄しないこと。

ロ 1人が1度に使用する竿数は、2本以内とすること。

ハ その他マナーを守って安全な遊漁をすること。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、漁場監視員証(様式2)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	白峰漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を他人に貸与してはならない。
3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4 遊漁規則の遵守に関する監視員の指示に従わなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	白峰漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視のときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を紛失したときは、直ちに組合に届け出ること。

1 漁業権者の名称及び住所

金沢市有松 3 丁目 1 番32号  
金沢漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第16号、内共第17号及び内共第18号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

網具（流し網又は投網）、手釣又は竿釣（毛鉤釣、友釣、テンカラ、餌釣又は疑似餌釣）の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

イ 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
手釣又は竿釣	毛鉤釣、友釣（ルアー釣については、掛針 4 本以内、針素15センチメートル以内）、テンカラ、餌釣又は疑似餌釣
網具（流し網及び投網）ただし、あゆに限る。	1 統数（1人1統） 2 流し網の網丈は、90センチメートル以下及び浮子網の長さ5.5メートル以下のもの 3 流し網及び投網の網目は、2.8センチメートル以上のもの

竿釣、たも網、ごり押し (地方名:ぶったい) ただし、かじかに限る。	自由
------------------------------------	----

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の中欄の区域にあっては、それぞれ同表の右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	区 域	期 間
あゆ	内共第16号 B 区、内共第17号及び内共第18号	6月16日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
	内共第16号 A 区	7月第1日曜日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
さくらます	内共第16号 B 区、内共第17号及び内共第18号	3月1日から8月31日まで
やまめ	内共第16号 A 区及び B 区、内共第17号並びに内共第18号	3月1日から9月30日まで
いわな	内共第16号 A 区及び内共第17号	
かじか	内共第16号及び内共第17号	6月1日から12月31日まで

ロ 内共第16号においては、下記のとおり区域を設定する。

区域名称	区 域
A 区	法師えん堤より上流の内共第16号漁区 (内川を含む。)
B 区	法師えん堤より下流の内共第16号漁区

ハ イの規定にかかわらず、あゆについては、次の表の左欄による漁法は、同表の中欄の区域にあっては、それぞれ同表の右欄の期間でなければ遊漁を行ってはならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖、保護及び漁業調整上必要と認められる場合は、遊漁を行うことのできる期間を変更することができる。

漁 法	区 域	期 間
網具 (流し網又は投網)	内共第16号 A 区及び B 区 (犀川)	8月1日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
	内共第17号 (浅野川)	
	内共第18号 (森下川)	8月15日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで

ニ イ及びハの表の右欄に掲げる公示は、組合事務所の掲示板に掲示し、又は北國新聞に掲載して行うものとする。

ホ 理事がハの内容を変更する場合は、理事会の議決によらなければならない。

(4) 禁止区域

(3)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる河川においては、同表の中欄の区域内でそれぞれ同表の右欄の時期に漁業をしてはならない。

水系名	区 域	期 間
犀川 (内共第16号)	1 伏見川と犀川合流点より上流460メートルの区域	通年
	2 犀川大橋上流端より上流98メートルから下流新橋下流端に至る区域	
	3 犀川鞍月用水えん堤上流端より上流50メートルから同えん堤上流端より下流100メートルまでの区域	
	4 犀川と伏見川との合流点から犀川上流460メートルの地点より上流900メートルの区域	9月1日から10月31日まで (あゆに限る。)

浅野川 (内共第 17号)	浅野川小橋上流端より上流200メートルから同橋上流端より下流100メートルまでの区域	通年
---------------	--	----

(5) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ (さくらます)	15センチメートル
いわな	15センチメートル
かじか	5センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 3(1)の漁具漁法を使用して遊漁する場合で、金沢漁業協同組合事務所又は取次所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ 犀川、浅野川及び森下川共通	流し網及び投網	1年	15,000円
	竿釣 (友釣及びテンカラ)		7,000円
	竿釣 (毛鉤釣)		4,000円
	竿釣 (友釣及び毛鉤釣併用)		9,000円
やまめ (さくらます) 犀川B区	竿釣		6,000円
やまめ及びいわな 犀川A区、浅野川及び森下川共通	竿釣		3,000円
やまめ (さくらます) やまめ・いわな併用 犀川A区及びB区、浅野川並びに森下川共通	竿釣		8,000円
かじか	竿釣、タモ釣及びごり押し		3,000円

(2) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

18歳未満	竿釣	無料
30歳未満	あゆ 竿釣	無料
高齢者 (70歳以上) 及び障害者手帳保持者	あゆ 竿釣 (毛鉤釣) 犀川、浅野川及び森下川共通	3,000円
	やまめ (さくらます) 竿釣 犀川B区	3,000円
	やまめ及びいわな 竿釣 犀川A区、浅野川及び森下川共通	2,000円
	やまめ (さくらます)、やまめ・いわな併用 竿釣 犀川、浅野川及び森下川共通	4,000円
	かじか 竿釣、タモ網及びごり押し	2,000円

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 竿釣については、玉川、引掛け又はコロコロの漁法を行ってはならない。
- (4) 流し網については、2 統以上連結、又はこれと類似の行為を行ってはならない。
- (5) 流し網については、1 人 1 統を原則とするが、必要に応じ補助員 1 名を認める。

(6) 竿釣 (あゆに限る。) については、餌釣 (団子釣を含む。) の漁法を行ってはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式 2 による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

(裏)

遊漁承認証	
下記のとおりに遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所)
	(氏名) <span style="float: right;">年齢</span>
承認期間	顔 写 真
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
金沢漁業協同組合 印	

注 意 事 項	
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯すること。	
2 本証の使用は、記名者本人に限り、記名者以外の者による使用が確認された場合は、本証を没収する。	
3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。	
4 違反を確認した場合は、遊漁を拒否することがある。	
当組合が行っている増殖事業	
1 種苗放流 [あゆ・やまめ (さくらます)・いwana・かじか]	
2 受精卵放流 (あゆ・さくらます)	
3 産卵場造成 (あゆ)	

様式 2 漁場監視員証

(表)

(裏)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	
金沢漁業協同組合 印	

注 意 事 項	
1 漁場監視に当たるときは、本証を携帯すること。	
2 本証を紛失したときは、直ちに組合に届け出ること。	

- 1 漁業権者の名称及び住所  
かほく市夏粟い134番地  
大海川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第19号
- 3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

この漁場区域内で竿釣の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の漁具漁法によらなければならない。

魚 種	漁 具 漁 法
あゆ	竿釣 (友釣は禁止し、毛針釣のみとする。)
いわな	竿釣
やまめ (さくらます)	

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで
いわな及びやまめ	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで

ロ イの表の右欄に掲げる公示は、北國新聞及び北陸中日新聞に掲載して行うものとする。

(4) 禁止区域

(3)の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ同表の右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
二ツ屋床止から上流300メートルまでの区域	通年
箕打地内の明乗寺橋から上流方面の(株)金松工業採石場事務所下の曲流までの区域	

(5) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	15センチメートル
やまめ	
さくらます	

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は次の表のとおりとする (ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあってはそれぞれ同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た額とする。)

魚 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料	
あゆ	竿釣	1 年	3,000円
いわな及びやまめ (さくらます)			3,000円

(2) 遊漁料の納付は、大海川漁業協同組合事務所 (かほく市夏粟い34番地) において行うものとする。ただし、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 による遊漁承認証を交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければ

ならない。

- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

漁場監視員は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) <span style="float: right;">年齢</span>
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	大海川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁禁止区域において、遊漁を禁ずる。 2 遊漁をするときは、必ず本証を携帯しなければならない。 3 本証を他人に貸与してはならない。 4 あゆの友釣は、禁止する。

様式2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発行者	大海川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場を監視するときは、本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。 2 遊漁者が違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命ずる。

- 1 漁業権者の名称及び住所  
羽咋市千路町に71番地千路町会館  
邑知潟漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第20号
- 3 遊漁についての制限の範囲

## (1) 遊漁料の納付義務

竿釣又は投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

## (2) 漁具漁法の制限

次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
投網	網の全長 3メートル以下

## (3) 遊漁期間

次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
ふな	6月1日から翌年4月30日まで

## (4) 禁止区域及び期間

(3)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表の右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
羽咋川県営逆水門より上流180メートルから同水門より下流180メートルまでの区域	12月1日から翌年9月30日まで

## (5) 全長制限

次の表の左欄の魚種については、同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな	6センチメートル

## 4 遊漁料の額及びその納付の方法

- (1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た額とする。）。なお、(2)ただし書に規定する方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ100円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
ふな	竿釣	1年	1,500円
	投網		5,000円

- (2) 遊漁料の納付は、組合事務所において行われなければならない。ただし、竿釣又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

## 5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式1による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。  
 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。  
 (2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。  
 (3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

## 7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。  
 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証（様式2）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
邑知潟漁業協同組合 印	

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を他人に貸与してはならない。
3 監視員の要求があるときは、本証を提示すること。
4 監視員の指示に従うこと。
当組合が行っている増殖事業 ふな稚魚の放流  当組合が行っている漁場管理事業 邑知潟周辺の清掃活動

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	
邑知潟漁業協同組合 印	

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視のときは、必ず本証を携帯すること。
2 本証を紛失したときは、直ちに組合事務所に届け出ること。

1 漁業権者の名称及び住所

七尾市赤浦町ノ部131番地  
鯉ヶ浦漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第21号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

竿釣さおの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、こい及びわかさぎを採捕してはならない。また、竿釣については、次の表のとおり制限する。

漁具漁法	制 限
竿釣	1 竿は 2 本以内に限る。 2 船を使用して遊漁してはならない。 3 夜間 (日没から日出まで) は、遊漁してはならない。

## (3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい	6 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
わかさぎ	12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

ロ イの項目の公示は、組合掲示板に掲示するものとする。

## (4) 禁止区域及び期間

(3)の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域においては、同表の右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鉄橋から赤浦潟水門の区域及び赤浦潟に注ぐ河川	通年

## (5) 全長制限

次の表の左欄の魚種については、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	21センチメートル
わかさぎ	4センチメートル

## 4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 3(2)の漁具漁法を使用して遊漁する場合、鯉ヶ浦漁業協同組合事務所 (七尾市赤浦町ノ部131番地) において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ200円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
こい	竿釣	1 日	300円
わかさぎ		1 年	2,800円

(2) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらず同表の右欄のとおりとする。

学齢に達しない幼児	無料
小・中学生又は障害者手帳保持者	(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た額

## 5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁料の納付があったときは、様式 1 の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(2) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、潟底をかくはんしてはならない。

## 7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、様式 2 の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したとき又は監視員の指示に従わなかったときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	鯉ヶ浦漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 竿釣は、1人2本以内とする。
2 夜間及び舟釣は、禁止する。
3 本証を他人に貸与してはならない。
4 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
5 遊漁者は、渦底をかくはんしてはならない。
6 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	鯉ヶ浦漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視員は、従事するとき本証を携帯しなければならない。
2 本証を紛失した場合は、直ちに組合に届け出なければならない。

1 漁業権者の名称及び住所

輪島市河井町 1 部28番地  
輪島川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

毛針釣、友釣、投網又は流し網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

イ 次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
毛針釣	竿 2 本
友釣	針 2 本
流し網	網丈90センチメートル以下、浮子網の長さ5.5メートル以下、網目2.8センチメートル以上

## (3) 遊漁期間

次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公示する日から12月31日まで

この表の期間の欄に掲げる公示は、北國新聞に掲載して行うものとする。

## (4) 禁止区域及び期間

(3)の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域においては、それぞれ同表の右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
河原田川山岸農業用水ダム上流端から上流30メートル、下流55メートルの間の区域	通年
河原田川輪島市上水道取水口から下流160メートルの区域	9月1日から10月31日まで

## 4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 3(1)に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、輪島川漁業協同組合事務所（輪島市河井町1部28番地）において納付するときの遊漁料の額は、次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	毛針釣	1 年	3,000円
	友釣		5,000円
	投網及び流し網		8,000円

(2) 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、(1)の規定にかかわらずそれぞれ同表右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
18歳以下の者及び80歳以上の者	無料

## 5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、様式1の遊漁承認証を交付するものとする。
- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (2) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

## 7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	輪島川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を他人に貸与してはならない。
3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
当組合が行っている増殖事業
1 当組合では稚魚放流のほか、天然アユを増やすための産卵床造成を行っています。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	輪島川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視のときは、必ず本証を携帯しなければならない。

1 漁業権者の名称及び住所

輪島市町野町北円山子部19番地  
町野川漁業協同組合  
鳳珠郡能登町字柳田ス部17番地  
柳田河川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第23号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 遊漁料の納付義務

竿釣、投網、流し網、たも網又はごり押しの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合が定める遊漁料を組合に納付しなければならない。

(2) 漁具漁法の制限

イ 次の表の左欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
竿釣	毛針釣又は友釣
投網	あゆ 網目2.8センチメートル以上、こい 網目4.0センチメートル以上

流し網	網目2.8センチメートル以上、網全長5.5メートル以下、網丈90センチメートル以下、1人1統
たも網、ごり押し (地方名：ぶったい)	たも網 直径30センチメートル以内、ごり押し 縦30センチメートル、横35センチメートル、長さ50センチメートル以内

□ 細部は石川県内水面漁業調整規則に基づくものとする。

(3) 遊漁期間

イ 次の表の左欄の魚種を対象と、同表の中欄の漁具漁法により行われる遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚 種	漁具漁法	期 間
あゆ	竿釣	6月16日以降の組合が定める日から10月31日まで
	投網又は流し網	7月1日以降の組合が定める日から10月31日まで
こい	竿釣又は投網	1月1日から12月31日まで
かじか	たも網又はごり押し (地方名：ぶったい)	6月1日以降の組合が定める日から2月末日まで

(4) 禁止区域及び期間

次の表に掲げる区域及び期間には遊漁をしてはならない。

漁具漁法	魚種	区 域	期 間
投網 流し網	あゆ	町野町鈴屋川の内共第23号区域	通年
	こい		
	あゆ	能登町石井寺地橋から上流の内共第23号区域	11月1日から翌年8月31日まで
たも網、ごり押し (地方名：ぶったい)	かじか	町野川及び鈴屋川の内共第23号区域	3月1日から5月31日以降の組合が定める日まで

(5) 全長制限

次の表の左欄の魚種は、それぞれ同表の右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	25センチメートル
かじか	5センチメートル

4 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする (ただし、遊漁者が中学生以下である場合にあっては、竿釣のみ無料とする。)

魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ こい	毛針釣 (あゆ)	1日	1,000円
		1年	3,000円
	友釣 (あゆ) 竿釣 (こい) 投網及び流し網 (あゆ) 投網 (こい)	1日	1,500円
		1年	6,000円
		1年	15,000円
かじか	たも網 ごり押し (地方名：ぶったい)	1日	1,000円
		1年	10,000円

(2) 遊漁料の納付は、組合の事務所において行わなければならない。なお、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合にあっては、(1)の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ400円を加算した額を納付しなければならない。

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときには、様式 1 による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、漁場監視員証 (様式 2) を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行の日

平成25年1月1日

様式 1 遊漁承認証

(表)

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊漁者	(住所) (氏名) <span style="float: right;">年齢</span>
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	町野川漁業協同組合 印 柳田河川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 遊漁するときは、必ず本証を携帯すること。
2 本証の使用は、記名者本人に限る。
3 漁場監視員の要求があった際は本証を提示すること。
4 本証の再発行は、行わない。
5 その他規則の遵守に関する漁場監視員の指示に従わなければならない。

様式 2 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	年齢
(住所)	
有効期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日	
発 行 者	町野川漁業協同組合 印 柳田河川漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項
1 漁場監視のときは、必ず本証を携帯しなければならない。
2 本証を紛失したときは、直ちに組合に届け出ること。

## 石川県告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。  
なお、その関係図面は、平成25年1月11日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
小松山中線	小松市今江町一丁目252番地先から 小松市今江町一丁目219番地先まで	旧	8.00 ~ 9.50	187.5	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.00 ~ 53.60	187.5	
別所町野線	金沢市別所町ソ107番1地先から 金沢市別所町ソ98番1地先まで	旧	7.70 ~ 16.74	195.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.50 ~ 59.37	195.0	

## 石川県告示第13号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成25年1月11日から同月28日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小松山中線	小松市今江町一丁目252番地先から 小松市今江町一丁目219番地先まで	平成25年1月11日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
別所町野線	金沢市別所町ソ107番1地先から 金沢市別所町ソ98番1地先まで	〃	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成24年12月22日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 クラブぼっと
- 代表者の氏名  
佐川 哲也
- 主たる事務所の所在地  
金沢市旭町2丁目19番33号
- 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して運動・スポーツ・文化活動を中心とした事業を行い、会員の資質向上及び会員相互の親睦と交流を図り、子どもたちをはじめ地域住民の健全な心身の育成に寄与すること、健康あふれる楽しいま

ちづくりに貢献することを目的とする。